

発行：横浜市 都市整備局 地域まちづくり課  
TEL 045-671-2696 FAX 045-663-8641 Email : tb-chiikimachika@city.yokohama.jp  
取材・編集：NPO法人 アクションポート横浜  
TEL / FAX 045-662-4395 Email : info@actionport-yokohama.org

1 P 六角橋商店街のまちづくりルールがスタートしました！  
2～3 P 「ふれあいのまち・六角橋商店街」のルールづくりと、今  
4 P 平成25年度ヨコハマ市民まち普請事業  
1次コンテスト開催速報！

## 火災を越えて、六角橋商店街のまちづくりルールがスタートしました！

(1-11 区域)



六角橋商店街地区の区域とルールの検討区域

### 六角橋商店街地区のまちづくりの取組

**六** 角橋商店街連合会では、平成23年8月に発生した火災を契機に、火災に強く魅力ある商店街を次の世代に継承するための様々な取組を進めています。その一つが、六角橋商店街地区のまちづくりルールの策定です。

**こ** のルールは、地区のまちづくりのコンセプトである「人と人とのふれあいのまち」「安心安全なまち」「次世代へと受け継がれるまち」の実現に向け、①六角橋商店街ふれあい通りに関する基準、②建築物等に関する基準、③アーケードに関する基準、④防災の取組、⑤商業環境の取組を定めたものです。

**火** 災からの早期の再建に向け、まずは火災が発生した「1-11区域」（約0.13ha）でルールの策定に着手し、平成24年11月に「六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11区域）」を策定しました。その後、平成25年4月5日に、横浜市地域まちづくり推進条例による地域まちづくり認定を受け、ルールの運用を開始しました。

現在は、六角橋商店街連合会の区域全体（約2.4ha）にルールを拡大するための取組を進めています。

平成25年6月22日（土）に横浜市西地区センター体育室で1次コンテストが開催されました。今年のコンテストには、6グループから提案があり、8人の審査員により審査が行われました。グループによる提案発表、審査員との質疑応答や公開議論の後、①創意工夫、②意欲、③公共性を審査基準として2次コンテストに進むグループの選考を行いました。



今回のコンテストでは、残念ながら、1グループが2次コンテストに進むことができませんでしたが、審査員からは来年度の再チャレンジを期待する声を聞くこともできました。



またコンテスト後の交流会では、各グループが解決を目指す地域課題を会場全体で共有し、その改善策を参加者みんなで議論し合う仕組みで、参加グループの皆さんから、自分たちの地域に対するとっても熱い思いが伝わってきました。審査員も各提案の「のびしろ」に期待し、真剣に向き合っています。各グループの今後の活動展開が楽しみです！

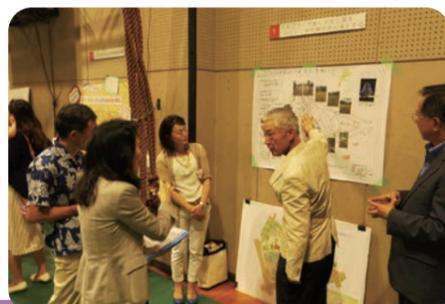
#### …提案名称等と選考結果…

提案名称	グループ名	区	選考結果
たまプラーザ美しが丘公園を世代間交流の場とする	美しが丘公園交流創造実行委員会	青葉	通過
『子育て応援からはじまる地域活性』事業	「みんな笑顔のまちにしたいね！」の会 PeeP	金沢	通過
町の防災拠点づくり	松ヶ丘自治会	神奈川	通過
女性の笑顔で人と人をつなぐ地域応援プロジェクト	ディアナ横濱	西	通過
寺家・ソダチの森	子どものワークショップ	青葉	—
戸塚に新しい親子の居場所「ひろばカフェ」をつくらう	特定非営利活動法人こまちぶらす	戸塚	通過

#### ヨコハマ市民まち普請事業とは…

**「私たちのまちを、私たちでつくる きっとまちが好きになる」**  
地域住民の思いを形にすることを目的とした、市民提案によるハード整備を支援する事業です。1年を通して行われる、2回の公開コンテストを通過した提案に対して、上限500万円の整備助成金を交付しています。参加団体が相互に支援し合える関係をつくれる、コンテストの仕組みづくりにも取り組んでいます。

詳しい情報は、横浜市のWEBページをご覧ください。[まち普請](#) [検索](#) [クリック](#)



平成25年度「ヨコハマ市民まち普請事業」1次コンテストを開催しました！

まちづくりについての情報を募集しています。

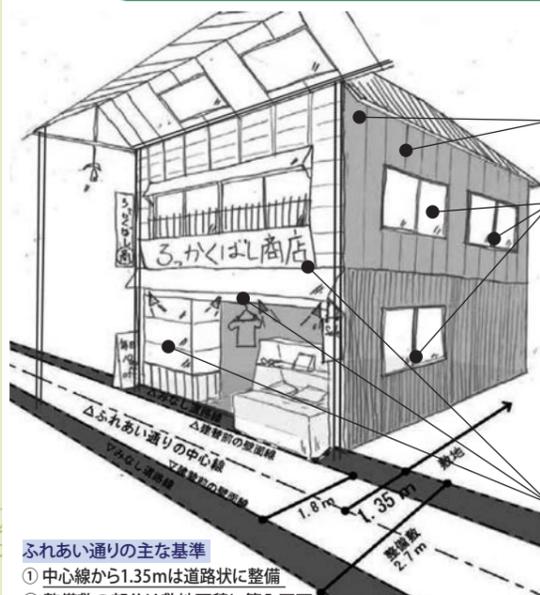


まちづくりに関するイベントや参加者募集、地域で行っているまちづくりの取り組みなどの情報を下記までお知らせください。メールマガジン「ヨコハマ人・まち」で広報のお手伝いをします。<<情報提供のあて先>>横浜市 都市整備局 地域まちづくり課  
Tel 045-671-2679 Fax045-663-8641  
「ヨコハマ人・まち」のメールマガジンは地域まちづくりに関心のある方々への転送、お誘い大歓迎です。ヨコハマ人・まち [検索](#) [クリック](#)  
メールマガジンの配信申し込み・停止は、

## 横浜市初!!「六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)」の特徴

今回のルールの特徴は二つあります。一つは道幅の基準緩和のために、防火対策を強く意識する必要があり、建築物を火災に強い耐火建築等にするというルールを新たに加えたことです。それによって、横浜市から建築の許可を受ける際の道幅の基準を2mから1.35mへ緩和することができるようになります。もう一つは、建物の規模や、屋根や外壁の装飾に至るまで「六角橋商店街地区との調和が図れるもの」と記載されたことです。六角橋商店街の風景を後世に残そうとする、地域の方々の想いが表れたルールとなりました。

ルールの概要 「店舗を耐火建築物等にする事で、セットバック距離を2mから1.35mに緩和



- 建築物の主な基準**
- 敷地  
原則路地状部分を有していないこと
  - 構造  
耐火建築物又は外壁・軒裏が1時間準耐火構造の準耐火建築物
  - ふれあい通り以外の外壁の開口部  
設置禁止。隣接建築物の開口部をすらしして配置した場合等は設置可
  - 階数  
2階以下
  - 用途・規模  
六角橋商店街地区との調和が図れるもので延べ面積100㎡以下の事務所、店舗等
  - 1階のふれあい通りに面する部分の用途  
原則住居不可でルール審査委員会が認めたもの
  - 1階のふれあい通りに面する部分の設え  
ルール審査委員会が認めた形態の開口部を設置（昭和のたたずまいを保存）
  - 屋根・外壁の色彩・装飾  
六角橋商店街地区の景観と調和したもの

**ふれあい通りの主な基準**

- 中心線から1.35mは道路状に整備
- 整備敷の部分は敷地面積に算入不可
- 整備敷の部分は工作物、物品等の設置不可（可動式で営業時間外に収納するものなどは設置可）

※上記イラストはイメージであり、建築基準法関連法規の適合については別途検討していきます。

## 六角橋商店街連合会の皆さん



### 石川六角橋商店街連合会会長

「商店街の風景を残していくために、ルールづくりをすることで、次の世代へのレールを敷きたいと思います。」

## まちかど掲示板

「第6回人・まち・デザイン賞」地域まちづくり部門に、六角橋商店街の「ドッキリヤミ市場」が選ばれました!!今や六角橋商店街のもう一つの顔となる、「ドッキリヤミ市場」は毎月第3土曜日に開催されています。夜の賑わいをみせるフリーマーケットに出かけてみてはいかがでしょうか。

## 六角橋商店街

### ■最寄り駅

東急東横線 白楽駅

### ■商店街事務所

〒221-0802  
横浜市神奈川区六角橋1-10-2  
TEL:045-432-2887  
FAX:045-432-3285  
HP: <http://www.rokkakubashi.jp/>

# 「ふれあいのまち、六角橋商店街」

のルールづくりと、

## レトロで新しい!?

## 六角橋商店街とは



東急東横線白楽駅のそばに、横浜を代表する商店街「六角橋商店街」があります。商店街本通りの路地を入った「六角橋商店街ふれあい通り」は、幅1.8mの細い道を挟み、昭和のレトロな面影を残した個性豊かな店舗が、約500mにわたって続いています。

十数年前には、空き店舗が悩みだった時期もありましたが、「ドッキリヤミ市場」や「商店街プロレス」など、今では有名になった名物企画にチャレンジした結果、出店が増え、地域の方々や学生たちに加えて、休日は遠方からの観光客も訪れる商店街となりました。

## まちづくりルールができるまでの道のり

### <きっかけ-火災から商店街の再建へ>

平成23年8月、数店舗が全焼する火災が発生。これまでも火災は何件かありましたが、今回は東日本大震災の直後でもあり、地元商店街として防災についての意識が高まりました。六角橋商店街は、昭和20年代に建てられた当時のままのアーケードも健在している、レトロな風景が魅力の商店街であり、この風景を守ることと防災の両立が、課題となりました。

また、ふれあい通りのみに接する店舗の再建にあたっては、建築基準法43条による市長の許可が必要となり、通りの中心から敷地側に2mセットバックしなければなりません。しかし、各店舗の敷地面積が小さいことから十分な床面積が確保できなくなり、またレトロな魅力を損なう恐れがあることも課題でした。

そこで、六角橋商店街連合会と横浜市との協議を重ねた結果、六角橋商店街連合会が「地域まちづくりルール」を策定し運用することを条件に、横浜市が新たな許可基準を策定することとなり、火災に強く、古くて新しい魅力のある六角橋商店街づくりを目指し、「まちづくりルール」をつくる取組が始まりました。

### <まちづくりルールの完成!>

今回のまちづくりルールは、現行の横浜市が定める許可基準の緩和を目指すという、前例のない試みであったため、何度も繰り返して協議が重ねられました。そうした関係者の努力の末、「六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)」が完成し、平成25年4月5日より、ルールの運用が開始となりました。

また、今後の火災後の商店街再建に向けては、地元にある神奈川大学で建築関係の研究をしている学生たちも計画づくりに積極的に加わっています。火災を通して、商店街の方々の中に「六角橋商店街を残したい」という思い強まり、防災の意識が変わりました。「みなさんの想いと協力があってこそ」と、商店街の方々にはルールの運用とこれからの地域の連携に大きな期待を寄せています。

## ルールを使った、これからのまちづくり

### <新たな取組み-消防訓練>

火災をきっかけに、六角橋商店街連合会や地域の間では、ルールづくりだけでなく、防災対策の必要性が改めて確認されました。そこで、現在では消防訓練で商店街の中にある消火栓の位置を再確認したり、まちかどに簡易設置できる消火栓も検討されています。消防車が来るまでに、「自分たちには何ができるか」という共助の意識が高まり、少しずつ街を変えています。



### <これからの課題>

4月よりルールの運用が開始され、1-11区域での建て替え作業が進められるようになりました。しかし、ルールの運用はまだ始まったばかり。今回のルールは、適応範囲が火災のあった地区周辺に限られるので、商店街全体へルール適応範囲をより広め、しっかりとルールを活用していけるような管理と運用が課題となります。今回のルール策定を第一歩に、レトロで新しい商店街の魅力を残していく、商店街のこれからの活動の広がりも楽しみです!